

参考資料

昭和52年 都市計画税導入時の諮問書及び答申書

諮 問 書

昭和52年7月23日

白岡町都市計画税制審議会 長 殿

白岡町長 荒 井



都市計画税のあり方について

都市計画法に基づいて行なう都市計画事業又は土地
区画整理法に基づいて行なう土地区画整理事業に要する費
用に充てるため、都市計画税の課税のあり方について意
見を求める。

昭和52年8月29日

白岡町長 荒井 宏 殿

白岡町都市計画税制審議会

会長 小 島 義 雄

白岡町都市計画税のあり方について（答申）

昭和52年7月23日付けで諮問のあつたこのこと
については、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申
します。

別 紙

白岡町の都市化の進展とこれに伴う都市施設の需要が急速に増大する現状において、都市計画税を新設することは、止むを得ないものがあると認めざるを得ないが、実施にあたっては次の事項に留意する必要がある。

なお、少数意見として時期尚早という意見もあつたので念のため申し添える。

記

1. 時期については、蓮田都市計画事業に連帯する市町と十分協議のうえ遺憾なきを期せられたい。
2. 税率については、取りあえず最少限の税率とすること。
3. 実施にあたっては、事前に関係住民に十分理解を求めること。